

第27期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成30年5月25日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

札幌市中央区北四条西四丁目
読売北海道ビル3階
ACU-Y中研修室Y0305

目 次

第27期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
[添付書類]	
事業報告	13
計算書類	27
監査報告	35

株 主 各 位

札幌市中央区南十五条西九丁目2番30号

フュージョン株式会社

代表取締役社長 佐々木 卓 也

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 札幌市中央区北四条西四丁目
読売北海道ビル 3階 ACU-Y中研修室Y0305
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 第27期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
 - 第4号議案 スtockオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.fusion.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第27期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,440,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年5月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1                                                                                                                                                                         | はな い ひで かつ<br>花 井 秀 勝<br>(昭和26年6月5日生)   | 昭和50年4月 北海道大学工学部勤務<br>昭和55年4月 株式会社マル花札幌凸版印刷（現パラシュート株式会社）入社<br>昭和62年9月 同社代表取締役社長就任<br>平成3年12月 当社設立 代表取締役社長就任<br>平成18年7月 コネクト株式会社（現ドットレーディングジャパン株式会社）代表取締役社長就任<br>平成18年9月 株式会社DMP A設立 代表取締役社長就任<br>平成20年4月 当社代表取締役会長就任（現任）<br>平成20年10月 パラシュート株式会社代表取締役会長就任 | 183,200株      |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>花井秀勝氏は、当社創業以来一貫して代表取締役を務め、ダイレクトマーケティング事業における豊富な経験と知見によって、当社の成長をけん引して参りました。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                          |               |
| 2                                                                                                                                                                         | さ さ き たく や<br>佐 々 木 卓 也<br>(昭和49年7月7日生) | 平成9年4月 凸版北海道印刷株式会社入社<br>平成12年5月 当社入社<br>平成17年5月 当社常務取締役就任<br>平成20年4月 当社取締役社長就任<br>平成23年5月 当社代表取締役社長就任（現任）                                                                                                                                                | 65,800株       |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>佐々木卓也氏は、ダイレクトマーケティング事業における豊富な経験と知見によって、当社の成長をけん引して参りました。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>                   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                          |               |
| 3                                                                                                                                                                         | やす だ まこと<br>安 田 真<br>(昭和48年4月5日生)       | 平成9年4月 株式会社札幌銀行（現株式会社北洋銀行）入行<br>平成17年4月 当社入社<br>平成19年3月 当社執行役員就任<br>平成22年5月 当社常務取締役就任<br>平成24年5月 当社管理部門担当専務取締役就任（現任）                                                                                                                                     | 8,000株        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>安田真氏は、当社管理部門の責任者であり、経理財務・人事・総務といった管理部門全般における豊富な経験と知見を有しております。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>              |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                          |               |

| 候補者番号                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4                                                                                                                                                               | たなべ しほ<br>田 辺 志 保<br>(昭和30年4月3日生)   | 昭和53年4月 鐘紡株式会社入社<br>平成9年4月 カネボウ化粧品南関東販売株式会社取締役<br>静岡支社長就任<br>平成15年4月 コスメット株式会社代表取締役就任<br>平成16年8月 株式会社カネボウ化粧品執行役就任<br>平成19年8月 カネボウ化粧品販売株式会社執行役員就任<br>平成21年4月 花王カスタマーマーケティング株式会社執行役員就任<br>平成23年4月 カネボウコスミリオン株式会社代表取締役<br>社長就任<br>平成27年6月 当社入社<br>平成27年9月 当社執行役員就任<br>平成28年5月 当社営業部門担当取締役就任(現任) | —             |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>田辺志保氏は、当社営業部門の責任者であり、ダイレクトマーケティング事業の豊富な業務経験と経営に関する知見を有しております。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>    |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |
| 5                                                                                                                                                               | かわむら ひでゑ<br>川 村 秀 憲<br>(昭和48年5月3日生) | 平成12年4月 北海道大学大学院情報科学研究科助手<br>平成18年10月 北海道大学大学院情報科学研究科准教授<br>平成22年9月 株式会社調和技研取締役就任(現任)<br>平成28年1月 北海道大学大学院情報科学研究科教授<br>(現任)<br>平成28年8月 当社取締役就任(現任)                                                                                                                                            | —             |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br/>川村秀憲氏は、北海道大学大学院情報科学研究科教授として高い専門性及び幅広い知見を有していることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 川村秀憲氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、川村秀憲氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 川村秀憲氏は、証券会員制法人札幌証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 川村秀憲氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年10カ月となります。

### 第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

取締役に対する金銭報酬額は、平成28年8月8日開催の臨時株主総会において、定額報酬を200,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）として、ご承認をいただき今日に至っております。

今般、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることとしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の金銭報酬額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を含む）については年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）として設定いたしたいと存じます。

なお、本議案に係る取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

現在の取締役は5名（うち社外取締役は1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役は1名）となります。

本件ストックオプションは、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

## 記

当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数44個（うち社外取締役分は10個）を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の札幌証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から5年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

**第4号議案** ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件  
会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及び社外協力者に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしますと存じます。

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及び社外協力者に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権144個（うち社外取締役分は10個）を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式14,400株（うち社外取締役分は1,000株）を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数× 株式分割又は株式併合の比率



当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の札幌証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

## 3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

### ①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

- i. 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（２）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における札幌証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

（２）調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ①上記（１）①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めなときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②上記（１）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

（３）上記（１）①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

（４）行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### 4. 新株予約権を行使することができる期間

割当日後２年を経過した日から５年間とする。

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（１）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

（２）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（１）記載の資本金等増加限度額から上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 7. 新株予約権の取得条項

以下の（１）、（２）、（３）、（４）又は（５）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- （１）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- （２）当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- （３）当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- （４）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- （５）新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- （１）交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- （２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記5.に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
上記7.に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記10.に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、緩やかな景気回復基調が続いております。一方で、海外においては、米国政権の政策動向や朝鮮半島情勢の問題などにより、世界経済の先行きは依然として不透明な状況が継続しております。

当社が属するダイレクトマーケティング市場におきましては、政府が成長戦略として掲げる「第4次産業革命」に、ビッグデータの活用がうたわれていることもあり、企業の業種や規模を問わずデータ活用への期待の高まりは弱まることなく継続しており、データ分析に基づくダイレクトマーケティングの市場は成長を続けるものと予想されます。

このような情勢の中、継続して取り組んでおりますインバウンドマーケティングの強化（WEBサイトの頻繁な更新、情報発信、特集サイト、SEO対策等）や業務提携先などからの紹介により、BtoC企業、BtoB企業、金融業界及び学校法人など多種多様な企業から新規引き合いが増加しております。特に、当社の3つのサービス（マーケティングリサーチ、マーケティングシステム、ダイレクトプロモーション）を融合したダイレクトマーケティング全般の支援を目的とするマーケティングコンサルティングの新規引き合いが増加しております。これは、多種多様な企業がビッグデータ分析の必要性を理解し、広告宣伝費や販売促進費の有効活用のためにダイレクトマーケティングの考え方や手法を積極的に採り入れていることの証左であり、また、WEBだけではなくオフラインのメディアである紙媒体や店舗も使っていくクロスメディア戦略が重要視されてきていることにも関連しております。

また、既存クライアント企業につきましては、継続受注に加えて、スポットのDM案件、サイト制作案件、分析システム開発案件及びソーシャルメディア分析・運用案件などの新規受注があり、全体的に堅調に推移しております。その中で、前事業年度に新規受注した案件が、当事業年度において継続受注となることにより、安定した基盤づくりを進めております。

コスト面につきましては、当事業年度より積極的な人材採用活動を行っており、特に市場で人材不足が顕著であるエンジニアやデータサイエンティストなどの確保に努めております。これは、A I（人工知能）に関する北海道大学大学院との共同研究や北海道大学公認のA Iベンチャー企業である株式会社調和技研との業務提携の推進にあたり、先行投資的な人材確保の意味合いも含まれており、結果として人件費及び採用費が増加しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,203,875千円（前事業年度比5.7%増）、営業利益は62,006千円（同10.1%減）、経常利益は62,138千円（同9.2%増）、当期純利益は41,519千円（同17.6%増）となりました。

② **設備投資の状況**

当事業年度中における重要な設備投資はありません。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第24期<br>平成27年2月期 | 第25期<br>平成28年2月期 | 第26期<br>平成29年2月期 | 第27期<br>当事業年度<br>平成30年2月期 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売上高 (千円)       | 906,846          | 985,804          | 1,139,441        | 1,203,875                 |
| 経常利益 (千円)      | 66,037           | 47,504           | 56,927           | 62,138                    |
| 当期純利益 (千円)     | 38,209           | 27,785           | 35,303           | 41,519                    |
| 一株当たり当期純利益 (円) | 63.68            | 46.31            | 58.65            | 57.67                     |
| 総資産 (千円)       | 652,981          | 671,346          | 767,157          | 737,110                   |
| 純資産 (千円)       | 225,654          | 253,439          | 414,599          | 456,118                   |
| 一株当たり純資産額 (円)  | 376.09           | 422.40           | 575.83           | 633.50                    |

- (注) 1. 第26期において、平成28年8月11日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① サービス提供体制の強化

当社のサービスを既にご利用いただいているクライアント企業には、マーケティングリサーチ、マーケティングシステム、ダイレクトプロモーションといったダイレクトマーケティングに関わるサービスをシームレスに利用していただけるように三位一体のサービス提供体制を強化してまいります。具体的には、既存クライアント企業が持つ「複数の販売チャンネルにまたがる顧客の購買動向分析」、「リアル店舗とECサイトのデータベース統合」、「同一の顧客に対する複数チャンネル販促」などのニーズをすくい上げ、当社が持つ豊富な経験とノウハウ、及びデータ分析力と最新の技術を駆使し、ダイレクトマーケティングのトータルソリューションをワンストップで提供してまいります。また、新規クライアント企業獲得のため、セミナーの継続的な開催、インバウンドマーケティングの強化（WEBサイトの頻繁な更新、メールマ



ガジン、特集サイト、SEO対策等)などに引き続き取り組んでまいります。昨今は、BtoC企業のみならず、BtoB企業や学校法人など多種多様な企業から引き合いが見られるようになってきております。これは、業種や業態の垣根を越え、多種多様な企業がビッグデータ分析に興味を持ち、広告宣伝費や販売促進費の有効活用のためにダイレクトマーケティングの手法を採り入れていることの証左であり、当社にとって追い風であると考えております。当社は、こうした企業に対してこれまでに培ったノウハウを標準化して展開することで、ダイレクトマーケティング施策の提案を強化してまいります。

## ② プロジェクト管理

業容拡大に伴い、案件単位において受注単価増大及び長期化の傾向があり、業務推進体制がより複雑化しております。このような状況のもと、各プロジェクトごとの進捗状況や作業工数を正確にリアルタイムで把握できるシステムを既に導入しておりますが、今後はより一層工程管理を強化し、コスト削減、業務効率化に取り組んでまいります。

## ③ 情報管理体制の強化

当社は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO/IEC 27001：2013」(ISMS)及び日本国内規格である「JIS Q 27001：2014」の認証を取得しており、また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しております。機密情報(個人情報等を含む)について、従来より社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行っておりますが、今後も引き続き情報管理の徹底及び体制の強化を図ってまいります。

## ④ 人材の確保と育成

当社は、今後の規模の拡大及び成長のためには、優秀な人材の確保と継続的な人材育成が経営の重要課題の一つであると認識しております。そのため、積極的な人材採用活動とともに、従業員の能力向上のための研修を実施していく等、人材の育成に取り組んでまいります。

**(5) 主要な事業内容** (平成30年2月28日現在)

| 事業           | 主要な商品又は役務                                        |
|--------------|--------------------------------------------------|
| ダイレクトプロモーション | ダイレクトメール、メールマガジン等を通じた顧客との直接的なコミュニケーション企画・実施・効果検証 |
| マーケティングリサーチ  | POSデータや顧客データ分析に基づくコンサルティング・レポート作成                |
| マーケティングシステム  | POSデータ分析サービス及び統合データベース構築、マーケティングオートメーション等のASP提供  |

**(6) 主要な事業所** (平成30年2月28日現在)

| 名称     | 所在地                                 |
|--------|-------------------------------------|
| 本社     | 札幌市中央区南十五条西九丁目2番30号                 |
| 東京オフィス | 東京都千代田区麹町2丁目4番 麹町鶴屋八幡ビル7F           |
| 福岡オフィス | 福岡市博多区博多駅前4丁目13-16 パークアベニュー22 1005号 |

**(7) 使用人の状況** (平成30年2月28日現在)

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 53(6)名 | 1名増(1名減)  | 37.7歳 | 4.7年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー等)は、( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (平成30年2月28日現在)

| 借入先          | 借入残高(千円) |
|--------------|----------|
| 株式会社北海道銀行    | 41,920   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 32,000   |
| 株式会社北洋銀行     | 31,652   |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成30年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 720,000株  
 (3) 株主数 513名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名         | 持 株 数   | 持 株 比 率 (%) |
|---------------|---------|-------------|
| 花 井 秀 勝       | 183,200 | 25.44       |
| 花 井 優 樹       | 109,000 | 15.14       |
| プ ロ グ レ ス (株) | 80,000  | 11.11       |
| 佐 ヶ 木 卓 也     | 65,800  | 9.14        |
| 花 井 智 子       | 40,000  | 5.56        |
| (株) S B I 証 券 | 29,400  | 4.08        |
| 花 井 由 香       | 12,000  | 1.67        |
| 飯 田 康 人       | 10,000  | 1.39        |
| 安 田 真         | 8,000   | 1.11        |
| フュージョン従業員持株会  | 7,400   | 1.03        |

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年2月28日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                  |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 花 井 秀 勝   |                                                                               |
| 代表取締役社長   | 佐 々 木 卓 也 |                                                                               |
| 専 務 取 締 役 | 安 田 真     | 管理部門担当                                                                        |
| 取 締 役     | 田 辺 志 保   | 営業部門担当                                                                        |
| 取 締 役     | 川 村 秀 憲   | 北海道大学大学院情報科学研究科教授<br>株式会社調和技研社外取締役                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 岡 島 敬     |                                                                               |
| 監 査 役     | 吉 田 周 史   | 吉田周史公認会計士事務所所長<br>株式会社ホープ取締役<br>株式会社CEホールディングス取締役<br>監査等委員<br>北雄ラッキー株式会社社外取締役 |
| 監 査 役     | 長 谷 川 正 和 | 長谷川正和税理士事務所所長<br>株式会社オペレーション代表取締役<br>株式会社イノベーション社外取締役                         |

- (注) 1. 取締役川村秀憲氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役吉田周史氏及び監査役長谷川正和氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役吉田周史氏は公認会計士の資格を有し、また、監査役長谷川正和氏は税理士の資格を有しており、両名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 55,800千円<br>(1,800千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 8,100千円<br>(3,600千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(3名) | 63,900千円<br>(5,400千円) |

- (注) 1. 取締役の定額報酬の限度額は平成28年8月8日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成25年11月25日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役川村秀憲氏は、北海道大学大学院情報科学研究科教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役吉田周史氏は、吉田周史公認会計士事務所所長、株式会社ホープ取締役、株式会社C Eホールディングス取締役監査等委員及び北雄ラッキー株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役長谷川正和氏は、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社イノベーション社外取締役及び長谷川正和税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|            | 主な活動状況                                                                                            |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 川村 秀憲  | 当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席いたしました。主に北海道大学大学院教授としての見地から、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議、適宜助言、提言を行っております。 |
| 監査役 吉田 周史  | 当事業年度に開催された取締役会24回、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。                              |
| 監査役 長谷川 正和 | 当事業年度に開催された取締役会24回、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。                                |

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額   |
|--------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 9,270千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 9,270千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

##### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本方針を明確にするため、取締役及び使用人が採るべき行動の規範を示した「コンプライアンスに関する方針」を制定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

#### 【運用状況】

- ・「コンプライアンスに関する方針」は常に社内で閲覧できる状態にあり、機会ある毎に社内通知するとともに、当社ホームページを通して社外発信している。
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

#### 【運用状況】

- ・取締役会での報告事項として、最低でも3ヶ月に1回以上各取締役が業務執行状況を報告するとともに、これにより他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督している。
- ③ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

#### 【運用状況】

- ・常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っている。取締役の職務執行については、「監査役監査基準」の定めにより経営執行に対する監督強化に努めている。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

#### 【運用状況】

- ・全従業員が「反社会的勢力対策規程」に従い、自主的に積極的に行動ができるように「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、社内教育研修を行うことにより周知徹底を図っている。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款、社内規程等に基づき保存及び管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### 【運用状況】

- ・取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務の執行に関する情報（文書又は電磁的記録）は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っている。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社内外の多様なリスクに対しリスク管理規程等の必要な規程類を整備し、知識向上を図るための研修を計画するなど迅速な対応が可能な体制の整備に努める。特に法令遵守、情報管理、災害対応などについてはそれぞれ規程、マニュアル等を制定し、周知徹底を図る。

### 【運用状況】

- ・有事の危機管理において、リスク第一報を受けた後に円滑に危機管理体制を構築することができるように規程、マニュアル等の整備を随時行うとともに、従業員への周知徹底を図っている。
  - ・情報セキュリティ強化のため、ネットワークの社内網整備や情報保存媒体の使用制限を設けるなど、情報漏洩リスクの軽減に努めている。
- ② 代表取締役社長が直轄する内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

### 【運用状況】

- ・内部監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施している。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

### 【運用状況】

- ・当事業年度には、定例取締役会を月1回の計12回開催している。



- ② 取締役、監査役、執行役員及び部長が出席する経営会議を月1回開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

**【運用状況】**

- ・当事業年度には、経営会議を月1回の計12回開催している。

- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程及びその他の規程により、業務分担、職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

**【運用状況】**

- ・上記の社内規程に基づいて、グループ長、部長及びマネージャーが意思決定ルールに従い業務を分担し、職務執行を効率的に行っている。

- ④ 中期経営計画及び年度予算を策定し、その達成に向けて月次で予算管理を行うほか、主要な営業情報については、週次で進捗管理を行う。

**【運用状況】**

- ・月次、四半期及び年度の予算の達成状況は、内容に応じて、経営会議及び取締役会に付議又は報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っている。
- ・主要な営業情報は、週次で作成する営業週報により進捗管理を行っている。

**(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社には、現在子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はない。

**【運用状況】**

- ・上記のとおり、当社には現在子会社は存在しないため、該当事項はない。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の監査の実効性を確保するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。

**【運用状況】**

- ・現在当該使用人は配置されていない。

- ② 監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する使用人はその要請に関して取締役の指揮命令を受けない。

**【運用状況】**

- ・現在当該使用人は配置されていない。

## (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

### 【運用状況】

- ・現在当該使用人は配置されていない。

## (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

### 【運用状況】

- ・監査役が取締役会及び経営会議等に参加することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、内部監査室の内部監査担当と監査役が定期的に会合し、必要な報告を実施している。
- ② 当社には、現在子会社は存在しないため、当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制はない。

### 【運用状況】

- ・上記のとおり、当社には現在子会社は存在しないため、該当事項はない。
- ③ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議のほか重要な会議に参加し、報告を受けることができる。

### 【運用状況】

- ・監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に参加し、報告を受けるとともに監査役の立場から積極的に発言をしている。
- ④ 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

### 【運用状況】

- ・通報者保護を「公益通報者保護規程」に規定し、適切に運用している。
- ・上記規程は常に社内にて閲覧できる状態にある。

**(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

**【運用状況】**

- ・必要に応じて費用の前払を行うなど、監査役の請求に従い会社法の定めに基づき適切に対応している。

**(10) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

**【運用状況】**

- ・監査役は、定期的に代表取締役との間で意見交換の会合を実施している。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行っている。

- ② 監査役は、取締役会、経営会議のほか必要に応じて重要な会議に出席する機会を確保する。

**【運用状況】**

- ・監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、監査役の立場から積極的に発言をしている。

- ③ 監査役は、内部監査担当者、外部監査人と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

**【運用状況】**

- ・監査役は、定期的に内部監査担当者、外部監査人との間で情報及び意見交換等の会合を実施し、緊密に連携を図っている。

## 貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                | 負 債 の 部              |                |
|--------------------|----------------|----------------------|----------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>380,227</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>206,082</b> |
| 現金及び預金             | 182,989        | 買掛金                  | 104,823        |
| 売掛金                | 153,234        | 1年内返済予定の長期借入金        | 36,048         |
| 仕掛品                | 12,869         | リース債務                | 11,398         |
| 前払費用               | 6,892          | 未払金                  | 23,736         |
| 繰延税金資産             | 4,785          | 未払費用                 | 2,305          |
| その他                | 19,455         | 未払法人税等               | 9,395          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>356,883</b> | 未払消費税等               | 10,463         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>317,359</b> | 前受金                  | 1,594          |
| 建物                 | 121,423        | 預り金                  | 6,317          |
| 工具、器具及び備品          | 7,816          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>74,909</b>  |
| 土地                 | 179,968        | 長期借入金                | 69,524         |
| リース資産              | 8,151          | リース債務                | 2,719          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>8,092</b>   | 資産除去債務               | 2,666          |
| 商標権                | 314            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>280,992</b> |
| ソフトウェア             | 3,054          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| リース資産              | 4,723          | 株主資本                 | 456,118        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>31,431</b>  | 資本金                  | 212,928        |
| 投資有価証券             | 5,590          | 資本剰余金                | 62,928         |
| 繰延税金資産             | 3,100          | 資本準備金                | 62,928         |
| その他                | 22,740         | 利益剰余金                | 180,262        |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>737,110</b> | 利益準備金                | 390            |
|                    |                | その他利益剰余金             | 179,872        |
|                    |                | 繰越利益剰余金              | 179,872        |
|                    |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>456,118</b> |
|                    |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>737,110</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,203,875 |
| 売上原価         | 723,252   |
| 売上総利益        | 480,622   |
| 販売費及び一般管理費   | 418,616   |
| 営業利益         | 62,006    |
| 営業外収益        |           |
| 受取手数料        | 1,060     |
| その他          | 364       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 1,110     |
| その他          | 182       |
| 経常利益         | 62,138    |
| 税引前当期純利益     | 62,138    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 18,886    |
| 法人税等調整額      | 1,732     |
| 当期純利益        | 41,519    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |               |           |                                  |               |             | 純 資 産 合 計 |
|---------------|---------|-----------|---------------|-----------|----------------------------------|---------------|-------------|-----------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                                  |               | 株 主 資 本 合 計 |           |
|               |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |             |           |
| 当 期 首 残 高     | 212,928 | 62,928    | 62,928        | 390       | 138,353                          | 138,743       | 414,599     | 414,599   |
| 当 期 変 動 額     |         |           |               |           |                                  |               |             |           |
| 当 期 純 利 益     |         |           |               |           | 41,519                           | 41,519        | 41,519      | 41,519    |
| 当 期 変 動 額 合 計 | -       | -         | -             | -         | 41,519                           | 41,519        | 41,519      | 41,519    |
| 当 期 末 残 高     | 212,928 | 62,928    | 62,928        | 390       | 179,872                          | 180,262       | 456,118     | 456,118   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
 その他有価証券  
 ・時価のないもの…移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
 ・仕掛品…個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法  
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 6～50年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法  
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。
- ③ リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準  
 貸倒引当金  
 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当事業年度においては、貸倒実績はなく、また、貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 164,607千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式  | 720,000            | —                  | —                  | 720,000           |

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成30年5月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 1,440          | 2.0              | 平成30年2月28日 | 平成30年5月28日 |

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 未払賞与            | 3,181千円 |
| 未払事業税           | 853千円   |
| 未払費用            | 541千円   |
| 前払費用            | 4千円     |
| 減価償却費           | 1,695千円 |
| 税務上の繰延資産        | 752千円   |
| 資産除去債務          | 810千円   |
| その他             | 727千円   |
| 繰延税金資産計         | 8,567千円 |
| 繰延税金負債          |         |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △681千円  |
| 繰延税金負債計         | △681千円  |
| 繰延税金資産の純額       | 7,885千円 |



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に対する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画等に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

##### i. 資産

現金及び預金はすべて円建てであり、預金の大部分が要求払預金であります。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

##### ii. 負債

営業債務である買掛金は、すべて2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

##### iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### ⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日における営業債権のうち54.6%が大口顧客5社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|             | 貸借対照表計上額（千円） | 時 価（千円） | 差 額（千円） |
|-------------|--------------|---------|---------|
| ① 現金及び預金    | 182,989      | 182,989 | －       |
| ② 売掛金       | 153,234      | 153,234 | －       |
| 資 産 計       | 336,224      | 336,224 | －       |
| ① 買掛金       | 104,823      | 104,823 | －       |
| ② 長期借入金（※1） | 105,572      | 105,764 | 192     |
| 負 債 計       | 210,395      | 210,588 | 192     |

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

（資産）

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（負債）

① 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 貸 借 対 照 表 計 上 額（千円） |
|-------|---------------------|
| 非上場株式 | 5,590               |

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内（千円） | 1年超5年以内(千円) | 5年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|--------|----------|-------------|--------------|----------|
| 現金及び預金 | 182,989  | －           | －            | －        |
| 売掛金    | 153,234  | －           | －            | －        |
| 合計     | 336,224  | －           | －            | －        |

## 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 36,048       | 36,048              | 31,848              | 1,628               | －                   | －           |
| 合計    | 36,048       | 36,048              | 31,848              | 1,628               | －                   | －           |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 633円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 57円67銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月11日

フュージョン株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 伸 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齊 藤 揮 誉 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フュージョン株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会において承認された内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月12日

フュージョン株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 島 敬 ⑩

社外監査役 吉 田 周 史 ⑩

社外監査役 長谷川 正 和 ⑩

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北四条西四丁目  
読売北海道ビル 3階  
ACU-Y 中研修室Y0305

